

欧州特許庁（EPO）、口頭審理の議事録作成に人工知能（AI）を活用する試行プログラム
を5月より開始

2025年4月9日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁（EPO）は、2025年4月8日、口頭審理の議事録作成に5月からAIを活用し始めるとのニュースリリースを発表した。

EPO において口頭審理が行われると、審査部または異議部の管轄部門の審査官が議事録を作成することになっている¹。また、EPO の職員は口頭審理の録音が可能であった¹。

今回、2025年4月7日に、人工知能（AI）を活用した議事録作成のためにビデオ会議方式で行われた口頭審理は録音されること、及び、このことは2025年5月1日に発効され、それ以降のすべての口頭審理に適用され得ることが、EPO 長官により決定された。

EPO は、すでに分類、検索、機械翻訳の分野で AI を活用しており、5月以降は、審査官による口頭審理の議事録作成の分野にも AI の活用が拡大されることになる。この新たな運用は、5月以降、一部（selected）の審査部または異議部における口頭審理で試行され、2025 年末まで実施される予定である。その後、運用を見直し、この口頭審理の録音及び AI を活用した議事録作成の運用は、審査部および異議部におけるすべての口頭審理、ならびに受理課および法律部における口頭手続に段階的に適用される予定である。

なお、AI を活用した口頭審理の議事録に関して、これまでの形式（記載内容や署名等）に変更はなく、議事録の内容に関する責任も、引き続き、審査部または異議部の管轄部門が負うとしている。

また、録音自体や文字起こししたものは、EPC 規則 144(b)に規定される準備文書に相当するため、これらは関係する出願または特許のファイルに含まれず、手続当事者にも提供されないとされている。そして、これらは口頭審理の議事録が手続当事者に送付された後、削除されることとなるが、口頭審理の議事録に対する訂正要求については、審査部または異議部の管轄部門が、確立された慣行と判例法に従って、これまで同様、対処するとしている。

試行対象となる「一部」がどの部門になるのか、利用される AI がどのようなものなのか、AI の活用が単に文字起こしだけなのかそれとも議事録案の作成まで含むのか、後者の場合 AI による出力結果が審査官の心証形成にまったく影響を与えないのか、など不明

¹ 欧州特許庁審査ガイドライン E-III,10.4 参照

な点は多く、引き続き注視が必要である。

－ EPO のニュースリリース等は、以下参照 －

(ニュースリリース)

<https://www.epo.org/en/news-events/news/minutes-oral-proceedings-be-prepared-assistance-ai>

(官報)

決定

<https://www.epo.org/en/legal/official-journal/decision-7-april-2025>

通知

<https://www.epo.org/en/legal/official-journal/notice-7-april-2025>

(以上)